

Q1-1.進出形態に関する概要および進出に際して留意すべき点について教えてください。

外国企業が台湾へ投資する形態としては、次のように挙げられます。

- (1) 上場会社の株式の売買など→短期投資
- (2) 未上場会社への投資または上場会社の経営への介入など→長期投資
- (3) 支店または駐在員事務所、工事事務所など→その他

| 投資の種類 | 短期投資 | 長期投資 | その他 |
|----------------|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| もっとも一般的に見られる形態 | 上場会社、店頭公開会社(新興株式市場会社を含め)の発行した有価証券の売買 | 現地法人(株式会社、有限会社など) | ・支店 ・駐在員事務所 ・工事事務所など |
| 適用法令 | 華僑および外国人投資証券管理方法 | 外国人投資条例 会社法 | 支店、駐在員事務所⇒会社法 工事事務所、営業代理人⇒所得税法第10条、税籍登記規則第3条 |
| 台湾における事業への制限 | 制限なし | 「ネガティブリスト」で禁止または制限をされているもの以外は自由。 | 支店⇒「ネガティブリスト」で禁止または制限をされているもの以外は自由。 駐在員事務所⇒営業行為が行えない。 工事事務所⇒請負う建設工事 |

台湾への進出という意味では、短期投資は該当しないものと考えられますので、ここでは最も一般的な進出形態を説明させていただきます。一般的には、以下のいずれかを選択して進出する企業が多いといえます。この3つの進出形態のほかには、拠点は設けないものの、外国企業が台湾において活動する際に生じる税務問題を解決するための方法として、工事事務所や営業代理人といった制度が設けられています。

1. 現地法人
2. 支店
3. 駐在員事務所

【現地法人】

下記4種類の会社形態に分けられます。外国企業の場合は、現地法人を設立する際に、まずは経済部投資審議委員会から投資を認可される必要があります。その認可を得た会社をFIA会社といいます。FIA会社は、経済部投資審議委員会の外国投資家への「ネガティブリスト」に従わなくてはなりませんので、ご留意下さい。

| 現地法人 | | |
|------|----------------------------|---|
| 会社形態 | 社員・株主の構成 | 社員・株主の責任 |
| 合名会社 | 2人以上の社員 | 会社の債務に対して無限責任を負う。 |
| 合資会社 | 1人以上の無限責任社員 1人以上の有限責任社員 | 無限責任社員は会社の債務に対して無限責任を負う一方、有限責任社員はその出資額を限度として責 |

| | | |
|------|------------------------------------|------------|
| | | 任を負う。 |
| 有限会社 | 1人以上の社員 | 出資額を限度とする。 |
| 株式会社 | 2人以上の株主 (ただし、政府・法人株主の場合は1人でもよい) | 出資額を限度とする。 |

【支店】

外国企業は、台湾において営業行為を行う場合は、經濟部に支店設立登記を申請する必要があります。また、支店は現地法人と同じく「ネガティブリスト」に従う必要がありますので、ご注意ください。

【駐在員事務所】

外国企業が台湾にて営業活動を行わないものの人を常駐させたい場合には、駐在員事務所の設立登記を申請する方法があります。その場合、中華民国における代表者が台湾において業務上の法律行為や情報収集のための事実行為などができます。また、業務上の法律行為とは、契約、見積もり、入札、調達および価格交渉などを指すとする經濟部による解釈がありますが、これらの一部は税務当局からは台湾源泉所得を生み出しているとして課税対象と認定される可能性があります。すなわち、営業行為を行わないという点から法人税の納税義務がないと解釈されがちですが、業務内容が台湾源泉所得を生み出していると判断されれば、課税を受ける可能性は残されていますので注意が必要です。